

秋田市除排雪機械に関する資格取得助成事業補助金交付要綱

〔令和4年10月27日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市道路除排雪業務等における契約希望者および除排雪機械のオペレータを確保するため、大型特殊自動車第一種免許取得および労働安全衛生法で定める車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の受講（以下「資格等」という。）に要する経費の一部に対し、秋田市除排雪機械に関する資格取得助成事業補助金（以下「補助金」という。）を補助することにより、秋田市道路除排雪業務等の円滑な執行を図ることを目的とし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の対象者は、市内に本店、支店、営業所等を有する法人の正規雇用者又は市内に住所を有する個人事業主とし、秋田市道路除排雪業務等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録されている、又は登録を希望し、秋田市資格取得助成事業補助金の交付決定通知を受けているものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 法令で義務づけられた社会保険に未加入又は未納がある者
- (4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有すると認められる者
- (5) 申請者もしくは申請者の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の

- 執行が終わっていない者又は執行を受けることがなくなっていない者
- (6) 登録名簿への登録を取り消され、1年を経過しない者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、登録が不相当であると認められる者
(補助対象資格等の取得時期)

第3条 補助対象となる資格等は、申請日の属する年度の前年度の3月1日以降に取得又は受講した資格等に限る。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象となる経費および補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請を行うことができる者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業主
- (2) 正規雇用者が自己の負担により資格等を取得した場合は当該事業所の代表者
- (3) 事業所において当該事業所の正規雇用者が資格等を取得する経費を負担した場合は当該事業所の代表者

2 申請者は、当該年度の末日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 秋田市資格取得助成事業補助金の交付決定通知の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請は、補助対象者1人につき同一年度内1回を限度とする。

4 既に補助金の交付を受けた資格等については、補助金の交付の申請をすることができない。

5 補助金の交付の申請に係る受付は、当該年度の市の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は、第2項に規定する期間にかかわらず受付を終了するものとする。

(補助金の交付要件)

第6条 補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定日の属する年度の翌年度までに登録名簿へ登録の上、道路除排雪業務等を3年間請け負うこととし、誓約書(様式第2号)を補助金交付申請書に添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で30日以内に補助金交付の可否について決定し、申請者に対し、補助金を交付する場合には補助金交付決定通知書(様式第3号)を、補助金を交付しない場合には補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知を受けた日から14日以内に補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が第6条の要件を履行しないとき、又は交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定および額の確定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

資格・免許

資格・免許	補助対象経費	補助金額 (率)
大型特殊自動車第一種免許	大型特殊自動車第一種免許の取得に係る受講料および受験料等	補助対象経費の 4 分の 1 以内の額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とし、2万5千円を超えない額
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転	車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習受講料	<p>大型特殊自動車第一種免許取得費と同一年度に申請した場合は、補助対象経費の 4 分の 3 以内の額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とし、3万円を超えない額。</p> <p>大型特殊自動車第一種免許取得費と別年度に申請した場合は、補助対象経費の 4 分の 1 以内の額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とし、1万円を超えない額。</p>